

公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会

番 号	令 7 ・ 1 号	受理月日	令和 7 年 1 月 6 日	付託月日	令和 7 年 2 月 21 日
件 名	世田谷区大蔵 5 丁目 27 番付近の道路を速やかに区道として整備することを求める陳情				
請 願 者					
紹介議員					
要旨 現在、中日本高速道路株式会社が東京外かく環状道路の工事を行っている敷地に接している、世田谷区大蔵 5 丁目 27 番付近の道路につき、現在は歩行者ないし自転車は通行可能ですが、バリケードが設置されているため、自動車で通行することができません。 よって速やかに区道として自動車を通行できるようにする整備の実施を求め陳情いたします。 理由 現在、大蔵 5 丁目 22 ～ 26 番等から、世田谷通りに出る際は細く、すれ違いの困難な道路を通行しています。ですが、本件道路が通行可能になると、幅が広くすれ違いが容易な道路を通行することができます。 現在、多摩堤通り側の大蔵 5 丁目 21 番付近および世田谷通り側の大蔵 6 丁目 14 番付近から、バリケードが設置されている大蔵 5 丁目 27 番付近までは通行可能であり、そこに両端にバリケードが設置され、通行不可能な区間があります。その区間はおよそ 20m ほどであります。 本件につき、中日本高速道路株式会社及び世田谷区砧土木管理事務所に問い合わせたところ、以下のような回答がありました。 1. バリケードが設置されている区間は中日本高速道路が所有し、迂回路として歩行者ないし自転車が通行できること。 2. 本件道路のバリケードは中日本高速道路株式会社が設置していること。 3. いずれ工事の進捗により世田谷区が用地を取得し、区道となる見込みであること。					

4. 区道として提供される時期はまだ不明であること。

しかし、本件は危険な道路であるとか、自動車の通行に支障があるわけでもないわずか20mほどの区間が通行できないことによる不利益が大きいことは、明らかであります。

よって、速やかに中日本高速道路株式会社から用地を取得し、区道として区民が快適に通行できる道路整備を行うことを陳情するものです。

地図



本件バリケードの写真

